平成31年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

山 梨 県

目 次

1	公共用水域水質測定計画1
2	地下水水質測定計画11

公共用水域水質測定計画

【趣旨】

1 この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、 必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条によ り実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるも のである。

【測定期間】

2 測定期間は、平成31年4月から平成32年3月までとする。

【測定地点及び測定機関】

3 測定地点は、別表1及び図1とし、測定機関は、山梨県、国土交通省及び甲府市とする。

【測定項目及び測定回数】

4 測定項目及び測定回数は、別表2-a、bのとおりとする。

【採水地点及び採水方法等】

- 5 採水地点及び採水方法等は、河川、湖沼ごとにそれぞれ次のとおりとする。
 - (1) 河 川
 - ① 採水地点採水地点は、原則として流心とする。
 - ② 採水方法 採水の部位は、水面から原則として水深の2割程度の深さとする。
 - ③ 採水の条件 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶもの とする。
 - ④ 採水時に実施すべき事項 採水時には、採水日時、水面幅、採水地点の右岸又は左岸からの距離などを記録 する。

また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、水深、外観、臭気などについても現地で測定又は観測し、記録することを原則とする。

(2) 湖 沼

- ① 採水地点採水地点は、原則として湖心とする。
- ② 採水方法 採水の部位は、水面から原則として30センチメートル程度の深さとする。
- ③ 採水の条件河川に準ずる。
- ④ 採水時に実施すべき事項 河川に準ずる。

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【測定結果の送付等】

7 国土交通省及び甲府市は、公共用水域水質測定結果を、翌月までに、山梨県知事に報告するものとする。

【公表】

8 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめて評価し、平成32年度に公表する。 なお、環境基準点における主な生活環境項目の測定結果は、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

【その他】

9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

別表1

水質汚濁に係る環境基準測定地点一覧

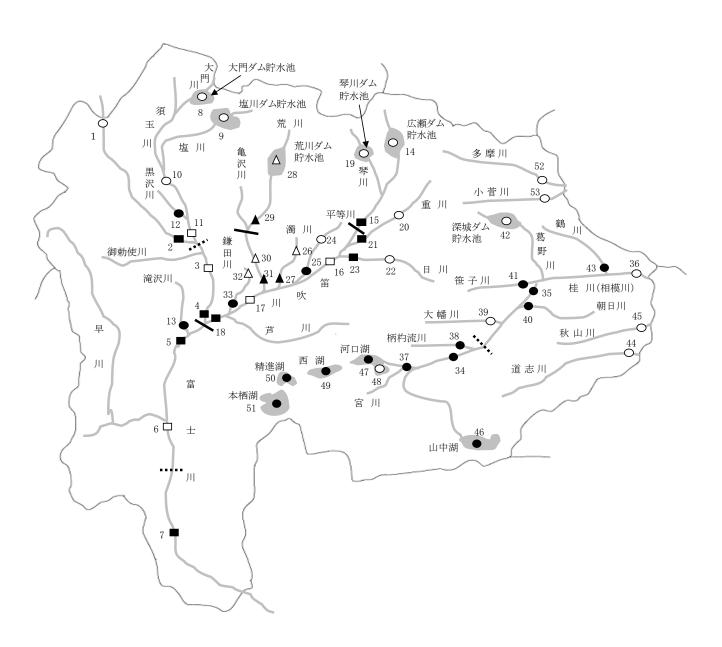
			317.					*	百型及で	『達成期間	1		測定機関	1	
			番	地点					,,,	水生生			12721212		流量
水系名	流域名	水域名		統一	水質測定点	緯度N	経度E	11-3#	NIS15			.1.4018	国 土	m etc.	測定
			号	番号				基準	達成	基準	達成	山梨県	交通省	甲府市	地点
			ガ					類型	期間	類型	期間				
		富士川(1)※	1	1900151	国界橋	35.85990	138.28014	AA	1			0			
		B =//(12//4)	2	1900101	船山橋	35.70083	138.45417		'	生物A	1				☆
	富	壹上Ⅲ(約)※	3	1900251	信玄橋	35.66222	138.50222		,	エカハ	-1				☆
		富士川(2)※	4	1900201	三郡西橋	35.56944	138.48694	A	1				•		☆
		eta L. III./o.*/	5	1900301	富士橋	35.53917	138.45917						-		☆
		富士川(3)※	6	1900351	富山橋	35.42028	138.45417	A	ハ	生物B	1				
	士	富士川(4)※	7	1901501	南部橋	35.28667	138.46028	А	п						☆
富	f	大門川	8	1920901	大門ダム貯水池	35,87508	138.43473					0			
	ŀ		9	1920203	塩川ダム貯水池	35.85966	138.49989					0			
		塩 川	10	1920201	藤井堰	35.75833	138,43260					0			
	Л	AIII. 711	11	1920202	塩川橋	35.69444	138.47111								☆
	/''	III 30 111							<i>/</i> /	#-#mD	,				
	H	黒沢川	12	1902101	黒沢川流末	35.69890	138.46554	С		生物B	イ	•			☆ ^
		滝沢川	13	1901601	新大橋	35.56821	138.47666	В	イ	生物B	イ	•			☆
		笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	35.84347	138.76121	A	イ	生物A	イ	0			<u> </u>
			15	1900601	亀甲橋	35.69694	138.68500					-			☆
			16	1900751	鵜飼橋	35.64806	138.64167								☆
士		笛吹川下流	17	1900753	桃林橋	35.57556	138.52083	A	ハ	生物B	イ				☆
	笛		18	1900701	三郡東橋	35.56694	138.48861						-		☆
	Ī	琴川	19	1921101	琴川ダム貯水池	35.80282	138.65681					0			
			20	1901351	千野橋	35.71814	138.74012					0			
		重 川	21	1901301	重川橋	35.67056	138.68194	В	イ	生物B	イ				☆
			22	1901451	葡萄橋	35,66105	138,72324					0			
	吹	日 川	23	1901401	日川橋	35.66167	138.67750	A	イ	生物A	イ				☆
			24	1901251	平等橋	35.65139	138.63030					0			A
		平等川	_	1901201				В	イ	生物B	イ				-A-
	-		25		平等川流末	35.60972	138.59019					•			☆ .
Л		濁川	26	1901051	砂田橋	35.65637	138.59119	С	ハ	生物B	1			Δ	☆
			27	1901001	濁川橋	35.61003	138.58913							A	☆
	Ш	荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	35.76129	138.57499	AA	1	生物A	1			Δ	
		7107-1-115-016	29	1900801	桜 橋	35.71404	138.53836		· ·	1.10.1				A	☆
		井川では	30	1900951	千秋橋	35.64653	138.56532	D		#-#mD	,			\triangle	
		荒川下流	31	1900901	二川橋	35.60373	138.57296	В	ハ	生物B	イ			•	☆
	Ī	Alfred III	32	1901151	高室橋	35.61580	138.55609	_		4.4/ =	,			Δ	
		鎌田川	33	1901101	鎌田川流末	35.57589	138.50931	В	ハ	生物B	イ	•			☆
		相模川上流(1)※	34	1900401	富士見橋	35.52293	138.84808	AA	1			•			☆
	f		35	1900501	大月橋	35.60828	138.93761			生物A	イ	•			☆
	÷a	相模川上流(2)※	36	1900551	桂川橋	35.61678	139.11887	A	ハ			0			☆
相	相	宮川	37	1902201	昭和橋	35.49653	138.80937	В	п	生物B	1	•			☆
	}	西 川 柄杓流川	38	1902201		35.54475	138.88747	A	ハ	生物A	イイ	•			☆
	H				柄杓流川流末			Α		工物A	1	<u> </u>			M
	模	大幡川	39	1920401	大幡川流末	35.56315	138.90049		,	4.41 .	,	0			
	}	朝日川	40	1901801	落合橋	35.57701	138.93497	A	1	生物A	1	•			☆
	ļ	笹子川	41	1901901	西方寺橋	35.60285	138.92252	A	1	生物A	イ	•			☆
模		葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	35.70704	138.94396					0			<u> </u>
i,c	Л	鶴川	43	1902001	鶴川橋	35.62169	139.10547	A	1	生物A	イ	•			☆
		道志川	44	1920701	道志川流末	35.53857	139.11409					0			☆
		秋山川	45	1920801	秋山川流末	35.58149	139.12588					0			☆
		山中湖	46	1950101	山中湖湖心	35.41834	138.87120	A	1	生物B	イ	•			
	富		47	1950201	河口湖湖心	35.51767	138.76219			4.41		•			
	士	河口湖	48	1950251	河口湖船津沖	35.51003	138.77066	A	イ	生物B	イ	0		1	
Щ	五	西湖	49	1950301	西湖湖心	35.49790	138.68347	A	1	生物A	イ	•			
	湖	精進湖	50	1950401	精進湖湖心	35.49027	138.60738	A	1	生物B	1	•			
	114/1											-			
	+	本栖湖	51	1950501	本栖湖湖心	35.46339	138.58551	AA	7	生物A	イ	0			
多摩川	多摩川	多摩川上流(1)※	52	1902351	下保之瀬橋	35.78766	138.94337	AA	1	生物A	イ	0			☆ .
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	35.76019	138.96758					0			☆
3水系	5流域	36水域		計	53地点							33地点	13地点	7地点	32地点

黒印:環境基準点(27地点) 白印:補助点(26地点)

※水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。
・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流
・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流
・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
・多摩川上流(1)を多摩川上流

※測定地点の緯度経度は、おおよその地点を示す。

図1 水質汚濁に係る環境基準測定地点図



地点		河川		;	湖 沼		A ∌I.
測定機関	環境基準点	補 助 点	計	環境基準点	補 助 点	計	合 計
山梨県	11	O 16	27	• 5	O 1	6	33
国土交通省	8	□ 5	13	_	_	-	13
甲府市	A 3	\triangle 4	7	-	-	-	7
合 計	22	25	47	5	1	6	53

備考:図中の実線及び点線は類型の境を示す。

:点線は水生生物の保全に係る水質環境基準には適用しない。

別表2-a(一般項目、生活環境項目、健康項目)

<i>/J</i> '.	表2-a(一般項目、生	土.{	占其	자년	見り	貝片	١,	烶	尿	坦	Ħ)	rgher				J.				,	П				
	水系名 流域名					富		士		Щ			富				士		笛		J	11			吹	
	水域名	百 月 (1 ※	E)	=		a 月 (3 ※	E })	富士川(4)※2	大門川	7.1	塩川		黒沢川	滝沢川	笛吹川上流	Z		笛吹川下流	H	琴川	JI		E JI		平等	È
	測定地点	国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門ダム貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鵜飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	測定機関※3	山梨県	2	国土	交通省	Ü	U		0	山梨県	10	国交省	12	山梨県	11	Ē	E	交通省	10	」	7= 1	国交省	山梨県	国交省	上 本 県	f T
●環	境基準点(○補助点)	0	•	0	•	•	0	•	0	0	0	0	•	•	0	•	0	0	•	0	0	•	0	•	0	•
_	天候	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	気 温 水 温	12	12	12	12	12	12 12	12	12	12		12	24	24	12 12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24 24
般	外 観	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
利又	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
war.	河 流 量 採取位置	12	12	12	12	12	12	12			12	12	12 24	12 24	\vdash	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12 24
項	川 透視度	12	12	12	12	12	12	12			12	12	24	24		12	12	12	12		12	12	12	12	12	24
	湖採取水深								12	12					12					12						
目	全水深 沼 透明度								12	12					12					12						
	р Н	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
生	D O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
活	B O D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
環	C O D S S	12	12	12	12	5 12	3 12	5 12	12	12	12	5 12	24	24	12	3 12	5 12	12	5 12	12	12	12	12	5 12	12	24
垛	大腸菌群数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
境	n-ヘキサン抽出物質※1																									
項	全窒素		5	8	8	8	8	8	12	12		8	12	12	12	8	8	8	8	12		8		8		12
目	全 燐 全 亜 鉛	4	12	12	12	12	5 12	5 12	12	12	6	12	12	12	12	12	5 12	12	5 12	12	4	12	4	12	6	12
	ノニルフェノール	4	2	12	2	2	12	2	4	- 6	0	12	4	4	4	2	12	12	2	12	4	2	4	2	0	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		4		4	4		4					4	4		4			4			4		4		4
	カドミウム	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	2	4	2	2	2	2	2	2
	全 シ ア ン 鉛	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2		1	2	4	2	2	2	2	2	2
健	六価クロム	2	2		2	2	1	2	2	2	2	_	2	2	2	2			2	4	2	2	2	2	2	2
	砒 素	2	2	1	3	4	1	2	2	12	4	3	2	2	2	3	1	1	4	4	2	3	2	2	12	12
	総水銀	2	2		2	2		2	2	2	2		2	2	2	2			2	4	2	2	2	2	2	2
	アルキル水銀※1 P C B		1		1	1		1					2	2		1			1			1		1		2
	ジクロロメタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
康	四塩化炭素	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	1,2-ジクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	_		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	1,1-シ゚クロロエチレン シス-1,2-シ゚クロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2			2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	1,1,1-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	1,1,2-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2			2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
項	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	プトフクロロエナレン 1,3-シ'クロロプロぺン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	チゥラム	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	シマジン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
	チオベンカルブ ベ ン ゼ ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
目	セレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1	H	H	1	2	2	1	2	1	2	2
-	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	2	6	6	2	6	4	4		2	4	4	4	6	2	2	6	4	4	6	4	6	4	4
	ふつ素	4	2	1	2	2	1	2	2	4		1	4	4	2	1		1	2	2	4	1	4	1	4	4
	ほう素	2	2	1	2	2	1	2	2	4		1	4	4	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	4	4
ダ	1,4-ジオキサン ポリ塩化ジペンゾフラン及びポリ塩化ジベ	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	2
イ	ンゾーハプーシ゚オキシン 水質													1	Ц										Щ	
オキ	〃 底質													1												
シ	コプラナーポリ塩化ピフェニル 水質													1												
ン	" 底質													1	H										H	
類	※1:この項目については、必要	5 <i>1.</i> 7 (5	: I* 7	7組7	とかほ	三十二	ナスさ	. n l	・オス					1												

^{※1:}この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。 ※2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

[・]富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1) ※3:国土交通省を、一部スペースの関係で国交省と略して記載してある。

														相		核	į		Щ							多周	壓川				
_	_	-	川 •		4-		,				_	∄	核	_	Л	_				_	富			湖		_	軽川				
	蜀 	劳		劳		€ E		相模		目 英	宮川	柄杓	大幡	朝日	笹子	葛野	鶴川	道志	秋山	山中	ii I		西湖	精進	本栖	多摩	小菅				
		Ĺ		T		j		Щ		î		流	Щ	Щ	Л	Щ		Щ	Щ	湖	沽			湖	湖	Щ	Щ				
		ii	铊	Ü	铊			上		E z		Ш														上					
								流(1)		充 2)																流(1)					
								※ 2		· •2																, ,					
砂	濁	荒	桜	千	Ξ	高	鎌	富	大	桂	昭	柄	大	落	西	深	鶴	道	秋	山	河	河	西	精	本	下	小				
田	川	Ш	橋	秋	Ш	室	田	士	月	川	和	杓	幡	合	方	城	Ш	志	山	中		П	湖	進	栖	保力	菅				
橋	橋	ダム		橋	橋	橋	川流	見橋	橋	橋	橋	流川	川流	橋	寺橋	ダム	橋	川流	川流	湖湖	湖湖	湖船	湖心	湖湖	湖湖	之瀬	川流				
		貯					末	11-4				流	末		11-4	貯		末	末	心	心	津		心	心	橋	末				
		水										末				水						沖									
		池														池															
																												4.0			
26	27	28	29 甲	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43 山	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	総測	国 土 測	山梨 測	甲二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
			府														型梨											定	交定	果定	府測 市定
			市														県											□	通回	回	回
0	•	0	•	0	•	0	•	•	•	0	•	•	0	•	•	0	•	0	0	•	•	0	•	•	•	0	0	数	省数	数	数
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804	156	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804	156	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804	156	528	120
12	24 24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804 804	156 156	528 528	120 120
12	12	14	12	14	12	14	12	12	12	12	12	12	14	12	12	14	12	12	12	14	14	14	14	14	14	12	12	396	156	192	48
12	24		24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24		24	12	12							12	12	660	156	396	108
12	24		24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24		24	12	12							12	12	660	156	396	108
_		12														12				12	12	12	12	12	12			144	0	132	12
-		10								H										12	12	12	12	12	12	\vdash		72	0	72	0
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144 804	0 156	132 528	12 120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804	156	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12		12	12	12	12	804	156	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	709	61	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	804	156	528	120
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	796	148	528	120
	12	12	12		12		12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	473	101	324	0 48
	12	12	12		12		12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	428	56	324	48
6		6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	4	12	4	4	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	362	156	164	42
	6		6		6		4	4	4		4	4		4	4		4			4	4		4	4	4			98	16	64	18
	6		6		6		4	4	4		4	4		4	4		4			4	4		4	4	4			114	32	64	18
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	103	21	68	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	98 104	16 22	68 68	14 14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	98	16	68	14
4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	148	30	100	18
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	98	16	68	14
-											_									_			_					0	0	0	0
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	46 88	8	32 66	6 14
2		2	2	2	2	2	-	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	88	8	66	
2	2	2	2	2	2	2		2	2		2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	88	8		
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	88	8	66	
2		2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	88	8	66	14
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	88	8	66	
2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2				2	2	2	88 88	8	66 66	14 14
2	2	2	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	2				2	2	2	88	8		14
2	2	2	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		2	2	2	2	2	88	8	66	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	88	8	66	14
2		2	2	2	2	2		2	2		2		2	2	2	2	2		2	2	2				2	2	2	88	8		
2		2	2	2	2	2	-	2	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	88 90	8		
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	90	8	68 66	
4		4	4	4	4	4		4	4		4	4	4	4	4	4	4		4	12	12				12	4	4	264	56	180	
4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	2	4	4	167	17	122	28
4		4	4	4	4	4		2	2	2	4	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	131	21	82	28
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	88	8	66	14
	1						1		1	1							1								1			7	0	6	1
\vdash	1		_		_	_	1		1	1			H	Н		H	1	_	_	_		_	_		1	Н		7	0	6	1
<u> </u>	1						1		1	1						L	1								1	Щ		7	0	6	
	1						1		1	1							1								1			7	0	6	1

別表2-b(要監視項目、特殊項目)

/J ,	衣2-b(晏監倪項日	<u> </u>	1.4 %	/ J	<u> </u>	• /							-	,							17.5					
_	水系名	_				20 Mar		_ 1.		117			富				±	:	hot-		Л				n/	
<u> </u>	流域名	<u> </u>	der .	-	dar.	富	le*	士	_	Ш	↓ Ŀ-		FFI	arte		· I		tote	笛	36.00			-	, -	吹	T#
		1	富士		富 士		i E	富士	大門		塩川		黒沢	滝沢	留明			笛吹		琴川	重川		E JI	- 1	기 설	
	水域名		П		-			Л	Л				Л	川	ĴI			川			ĺ		ĺ		JI	
		(1)	(2	2)	;)	3)	(4)							1	-		下					İ			
		*	? 2	*	? 2	*	2	※ 2							访	î		流					İ			
																							İ			
																							Ĺ.,			
		国	船	信士		富一	富	南	大	塩	藤	塩	黒	新	広	亀	鵜	桃	三	琴	千	重	葡		平	平
		界橋	山橋		郡西		山	部橋	門ダ	川 ダ	井堰		沢川	大橋	瀬ダ	甲橋	飼橋	林橋	郡東		野橋	川橋			等	等川
	測定地点	TIEST	而	加助	橋	nei	TRI	nei	ク ム	ク ム	妆	Tel	流	ma	クム	nei	nei	們	栎		nei	們	們到	们向	橋	流
	MACAM				11143				貯	貯			末		貯				Ilea	貯						末
									水	水					水					水						
									池	池					池					池						
	番号	<u> </u>	_	_		_	_		_	_					.											
	省 万	1 山	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		14	_	_	17	18			21	22 山	23	24	_
	測定機関※3	梨		<u>E</u>	交通					山梨		三		山梨		1	E	交通		山 秀		国交	梨	交交	山 秀	
	例足/效則公3	県		土	省					果		省		果			±.	省		男		省	県	省	男児	
■ #	投基準点(○補助点)	0		0	_					0	0	0		ж •		•	0			0	0		0	•		
<u> </u>	クロロホルム※4	1	1		1	1	0	1	0	1	0		1	1	0	1			1	1	1	1	1	1	0	1
l	トランスー1,2ージクロロエチレン	1	1		1	1		1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
	1,2-シ'クロロプロハン	\vdash	1		1	1		1					1	1	Н	1			1			1	\vdash	1		1
l	P-ジクロロベンゼン	H	1		1	1		1			H		1	1		1			1			1	\vdash	1		1
要	イソキサチオン	H	1		1	1		1			Н		1	1		1			1			1	\vdash	1		1
<u> </u>	ダイアジノン	T	1		1	1		1					1	1	Н	1			1			1	Н	1		1
	フェニトロチオン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	イソプロチオラン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	オキシン銅		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
監	クロロタロニル		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	プロピザミド		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	EPN		_		_	_							1	1		1			_			_				1
	ジクロルボス		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
400	フェノブカルブ		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
視	イプロベンホス		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	クロルニトロフェン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	トルエン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	キシレン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
項	フタル酸ジエチルヘキシル		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	ニッケル		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	モリブデン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	アンチモン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
	塩化ビニルモノマー		1		1	1		1					1	1		1			1			1	Ш	1		1
目	エピクロロヒドリン		1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
l	全マンガン	<u> </u>	1		1	1		1					1	1		1			1			1		1		1
l	ウラン		1		1	1		1					1	1	Ш	1			1			1	Ш	1		1
	フェノール※5	1	1		1	1		1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
l	ホルムアルデヒド※5	1	1	<u> </u>	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1		\square	1	1	1	1	1	1	1	1
l	4-t-オクチルフェノール※5	1	1	<u> </u>	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
1	アニリン※5	1	1		1	1		1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
<u> </u>	2,4-ジクロロフェノール※5	1	1		1	1		1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
特	フェノール類※1	\vdash	<u> </u>	_	<u> </u>	H		_			\vdash	<u> </u>	_	-	Н	_			_	<u> </u>		_	Н	\vdash		<u> </u>
殊	銅物解析針	 	2		2	2		2			H	2	2	2	\vdash	2			2	2		2	\vdash	2		2
項	溶解性鉄	1	2	-	2	2		2		_	H	1	2	2	\vdash	2			2	2		1	\vdash	1	2	4
目	溶解性マンガン クロム	\vdash	<u> </u>	-	1			1		2			2	2	\vdash				1	2			$\vdash\vdash$	\vdash		2
\vdash	アンモニア性窒素	\vdash		2	6	12	-	5	-	-	H	-	6	2	_	4	3	12	12	2		12	H	4		2
1	が が が が が に な が に を に に に に に に に に に に に に に	\vdash	6		р	12	5	Э	6	6		1	6	6	6	4	3	12	12	6	\vdash	14	Н	4		6
そ	が で かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと	\vdash				12			12	12			О	b	12			12	12	12			\vdash			- 6
	陰イオン界面活性剤	6	4	4	4	4	4	1	6	6	6	4	6	6	6	4	4	4	4	6	6	4	6	4	6	6
の	1本 1 ペイ グド曲1日1上月1		4	4	4	4	4	4				4		12	12	4	4	4	4	12	12	4		4	12	
他	塩素イオン	19																								. 1/
他 項	塩素イオン電気伝導率	12	9	9	9	9	9	9	12	12	12 12	9	12 24			9	9	6	6			9	12	9		-
他	塩素イオン 電気伝導率 濁度	12	2	2		2	2	2	12	12	12	2	24	24	12	2	2	6	6		12	2	12	2	12	-

^{※1:}この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

^{※2:}水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

[・]富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

^{※3:}国土交通省を、一部スペースの関係で国交省と略して記載してある。

^{※4:}人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

^{※5:}水生生物の保全に係る要監視項目

														相		植	Ę.		Л					N/W			擎川				
35	B	76	JI	*	d:	Ą	híz.	±π	+	п	_	相無	相		加	_	佐良	当	£l.	di	富		_	湖	*	_	擎川 小				
1 月		茶儿上汤	-	カルコ ぶ	II F	銀日川	H	相模川上流①※	村 ノ - 社 (:	目 莫 川 上 布 2) 〔2	宮 三	柄杓流川	大幡川	朝日川	笹子川	葛野川	鶴川	迿 忐 三	萩 山 川	寸 中 羯	ii ii ii]	西湖	精進湖	本栖湖	多摩川	小 菅 川				
砂田橋	濁川橋	荒川ダム貯水池	桜橋	千秋橋	二川橋	高室橋	鎌田川流末	富士見橋	大月橋	桂川橋	昭和橋	柄杓流川流末	大幡川流末	落合橋	西方寺橋	深城ダム貯水池	鶴川橋	道志川流末	秋山川流末	山中 羯 羯 心	河口湖湖心	河口湖船津沖	西湖湖心	精進湖湖心	本栖湖湖心	下保之瀬橋	小菅川流末				
26	27	28	29 甲	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43 山	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	総測	国土測	山梨 測	甲
			府市														梨県											定回	文定 通回	県定回	府測 市定 回
0	•	0	•	0	•	0	•	•	•	0	•	•	0	•	•	0	•	0	0	•	•	0	•	•	•	0	0	数	省数	数	数
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8	33	7
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8	16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			19	0	16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8	16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8		3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8	16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27	8	16	3
	1		1		1		1	1	1		1	1		1	1		1			1	1		1	1	1			27 27	8	16 16	3
							1	1	1		1			1	1		1			1	1		1		1			24			0
1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8		7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	48 48	8		7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8		7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8	33	7
		\vdash	2		2		- 0	- 0	2	_	2						2	H		2		\vdash	2				H	0			0
2	2	2	4	2	4	2	2	2	2		2	2		2	2		2			2	2		2		2			58 75	18 15		6 20
2	4	2	4	2	4	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2			2	2		2	2	2			61	3		20
	2		2		2		2		2		2	2		2	2		2			2	2		2		2			40	0		6
\vdash	6	6	6		6		6		6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	12 12	12 12	12 12			12 12	6	6	306 258	84 36		24 24
	U	12	U				U	U			U	U		U	U	12			U	12	12	12			12			144	0		12
6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6		6	292	52	198	42
12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12				12	12	480	0		84
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	12	24	24	12	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	682 156	34 156		120 0
																												32			0

別表3 公共用水域水質測定方法

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考
	р Н	-	6.5~8.5	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 12.1	昭和46年環境庁告示第59号
	D O	0.5	5 ~ 7.5	規格K0102 32	II .
	BOD	0.5	1~5	規格K0102 21	II .
4-	C O D	0.5	1~3	規格K0102 17	IJ
生活	S S	1	25~50	付表9	II
環	大腸菌群数	-	50~5000	最確数による定量方法	IJ
境	n-ヘキサン抽出物質	0.5	-	付表14	IJ
項目	全 窒 素	0.05	-	規格K0102 45.2,45.3,45.4又は45.6	JJ
	全 燐	0.003	-	規格K0102 46.3	IJ
	全 亜 鉛	0.001	0.03	規格K0102 53	II.
	ノニルフェノール	0.00006	0.001~0.002	付表11	II.
	直鎖アルキルヘンセンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.03~0.05	付表12	"
	カドミウム	0.0003	0.003	規格K0102 55.2,55.3又は55.4	II.
	全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2,規格K0102 38.1.2 及び38.3又は規格K0102 38.1.2及び38.5	II.
	鉛	0.005	0.01	規格K0102 54	"
	六価クロム	0.02	0.05	規格K0102 65.2	II.
	砒 素	0.005	0.01	規格K0102 61.2,61.3又は61.4	II.
	総水銀	0.0005	0.0005	付表1	II.
健	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	付表2	II.
1 1	РСВ	0.0005	検出されないこと	付表3	II.
	ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	II.
	四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	II.
康	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	II.
	シス-1,2-ジブロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	II.
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
項	トリクロロエチレン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	II.
	チウラム	0.0006	0.006	付表4	II.
	シマジン	0.0003	0.003	付表5の第1又は第2	"
目	チオベンカルブ	0.002	0.02	付表5の第1又は第2	II.
	ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	II.
	セレン	0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	II.
	硝酸性窒素	0.02	1.0	規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6	II.
	亜硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102の43.1	II.
	ふつ素	0.05	0.8	規格K0102の34.1若しくは34.4又は付表6	II.
	ほう素	0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	II.
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	付表7	II.
	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジ ベンゾーパラージオキシン	-	4 mm c /-	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
オ	コプラナーポリ塩化ピフェニル	-	1pg-TEQ/L	11	II.
12	ポリ塩化シ'ヘ'ンソ'フラン及びポリ塩化シ' ヘ'ンゾーハ'ラーシ'オキシン(底質)	-	1=0	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	"
ン 類	ヘンケーハラーン オキンン (氏質) コプラナーポリ塩化ビフェニル(底質)	_	150pg-TEQ/g	ガスクロマトクラク 真重分析計により測定する方法 ####################################	"

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考
	クロロホルム	0.0006	0.006~3	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	"
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	"
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	"
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	IJ
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	IJ.
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	IJ
-m-	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	"
要	オキシン銅	0.004	0.04	付表2	IJ.
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	IJ.
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	IJ.
監	EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	IJ.
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	"
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	"
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	ıı
視	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	IJ.
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	"
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	"
	フタル酸シ゛エチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	"
項	ニッケル	0.001	_	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	"
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	"
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第040331003 号·環水土発第040331005号
_	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表1	月· 樂水 [. 年 第040331003 月
目	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	JJ
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3.56.4又は56.5	"
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	"
	フェノール	0.001	0.01~0.08	付表1	平成15年環水企発第031105001 号·環水管発第031105001号
	ホルムアルデヒド	0.1	1	付表2	月·東水自生房031103001万 川
	4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.001~0.004	付表1	平成25年環水大水発第 1303272号
	アニリン	0.002	0.02	付表2	II
	2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.03	付表3	"
	フェノール類	0.005	_	規格K0102 28.1	昭和49年環境庁告示第64
特	銅	0.01	-	規格K0102 52.2,52.3,52.4又は52.5	"
殊項	溶解性鉄	0.005	-	規格K0102 57.2,57.3又は57.4	"
	溶解性マンガン	0.005	-	規格K0102 56.2,56.3.56.4又は56.5	"
	クロム	0.005	_	規格K0102 65.1	"
	アンモニア性窒素	0.02	-	規格K0102 42.2又は42.5	-
	燐酸態燐	0.003	-	規格K0102 46.1	-
そ	クロロフィルa	0.001	-	上水試験方法	-
の	陰イオン界面活性剤	0.02	-	規格K0102 30.1	-
他項	塩素イオン	1	-	規格K0102 35	-
月目	電気伝導率	0.1 mS/m	-	規格K0102 13	-
	濁 度	5度	-	河川水質試験方法Ⅱ-3	_
	大腸菌数	MPN/100mL 1個/100mL	_	別添2	平成23年環水大水発第
備考	<u> </u>			る告示及び通知に記載されているものをいう。	1110324001号

地下水水質測定計画

【趣旨】

1 この計画は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき、地下水の水質の測定について必要な事項を定める とともに、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条により実施する地下水のダイオキシン類 の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

2 測定期間は、平成31年4月から平成32年3月までとする。

【測定機関】

3 甲府市内の地点については甲府市、それ以外の地点については山梨県とする。

【調査方法等】

4 地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水水質の状況を把握するために行う調査で、選定した地区において実施する。

- ① 測定項目:環境基準項目、要監視項目及びダイオキシン類
- ② 調査地区
- ア 環境基準項目、要監視項目の調査地区の選定
- (ア) ローリング方式

地下水汚染を発見するために、メッシュに分割した調査区域を順次調査する。

- a 山梨県(図1参照)
 - ・ 県内(甲府市を除く)を 5 km メッシュを基本にして分割した 81 地区をA地区とB地区 に区分する。

A地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある 52 地区を、

B地区とは、A地区以外の29地区をいう。

- ・ 環境基準項目の調査地区は、A地区では2年、B地区では4年のローリングにより選定する。
- 要監視項目の調査地区はA・B地区とも4年のローリングにより選定する。
- b 甲府市(図2参照)
 - ・ 甲府市の調査地区は、甲府市内の市街地を 2km メッシュで分割した 18 地区とそれ以外の地域を 5km メッシュで分割した 3 地区の計 21 地区を、2 年のローリングにより選定する。

(イ) 定点方式

利水的に重要な地域や有害物質を使用している工場・事業場等が立地している地域等において、汚染の発見又は濃度の推移等を把握する。(別表 1 参照)

- イ ダイオキシン類の調査地区の選定(図3参照)
 - ・ ダイオキシン類の調査地区は、県内を 5 km メッシュを基本に分割した 88 地区のうち 2 区画につき 1 地点を、5 年のローリングにより選定する。
- ③ 測定回数:環境基準項目は年2回(豊水期、渇水期)、要監視項目は年1回(豊水期)、ダイオキシン類については年1回(豊水期)測定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において、環境基準項目及びダイオキシン類の測定結果が環境基準を超過したときに、 原因究明及び汚染範囲の確定のために実施する。

(3) 継続監視調査

過去の調査により、環境基準項目及びダイオキシン類が環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で行う水質調査で、年1回~2回実施する。(別表2参照)

なお、継続監視調査は、調査地点で数年連続して、環境基準以下となり、かつ、汚染範囲が環境 基準以下になっていることを確認した上で終了する。

【測定地点】

5 調査地点数は次のとおりとする。

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

	測定機関		山梨県	甲府市	合計
	掘り囲木	ローリング方式	34 (20)	10 (10)	44 (30)
地点数	概況調査	定点方式	10	0	10
地点数	継続盟	监視調査	26	7	33
	ダイオ	キシン類	8	0	8

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【利用状況調査】

7 地下水水質測定に併せて別表 4 により地下水利用状況調査を実施する。

【測定結果の送付等】

8 甲府市は、地下水水質測定結果を各回の測定終了の都度、山梨県知事に報告するものとする。 ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに山梨県知事に連絡するとともに、 原因究明のための調査を行うものとする。

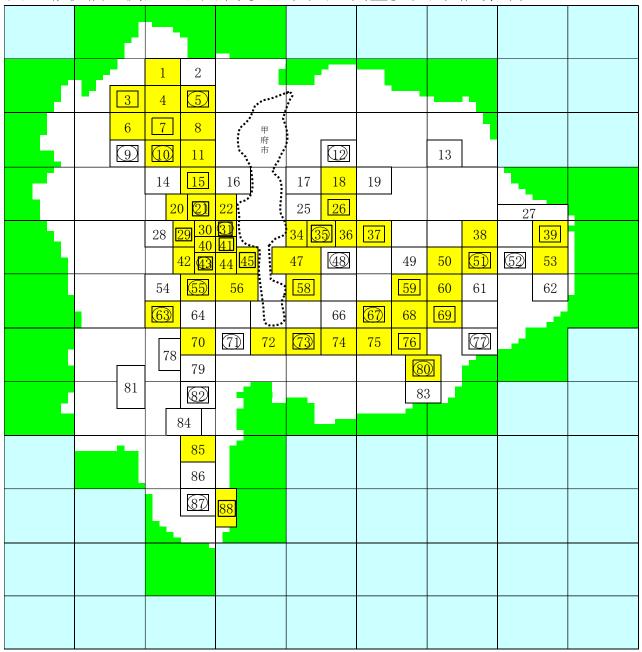
【公表】

9 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめて評価し、平成32年度に公表する。

【その他】

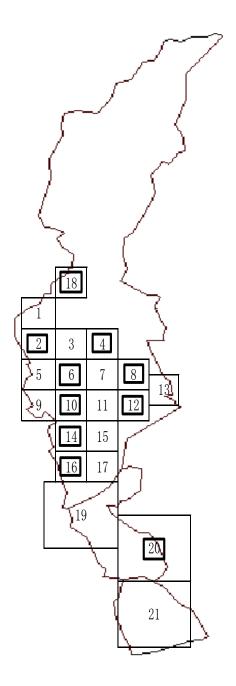
10 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

図1 概況調査測定地点図(環境基準項目・要監視項目)(山梨県)



- 5kmメッシュを基本とする県内81地区(No.23,24,32,33,46,57,65,甲府市のため除く)
- ・ 有害物質使用特定施設設置地区(52地区)
- ・ は環境基準項目測定地点(34地点)。うち、○印の地点については要監視項目も測定(20地点)。

図2 甲府市測定地点図(環境基準項目・要監視項目)



- ・市街地を $2 \, \mathrm{km}$ メッシュで区切った $1 \, 8$ 地区とそれ以外の地域を $5 \, \mathrm{km}$ メッシュで区切った 3 地区の計 $2 \, 1$ 地区
- ・□ は環境基準項目及び要監視項目測定地点(10地点)

図3 測定地点図(ダイオキシン類)

_ · _ ,	111 E	(/	1/4 /	~ ~	7517									
		1	1											
	2	2	3											
	4	4	3		•									
				*****	甲 府 市	ļ	10			1.0]			
	5	5	6		""		12			13				
		7	6	9		11	11	12				7		
		7		8		10	14		ı			13	3	
		17	17 18 19	18 19		16 1	5 15	14			29		30	
			22 21	21 20)	47	48		28	28	29	31	30	
		22	23	23		58			32	33	33		31	
		27	27				34	34	32	35				
			39	36	36	37	37	38	38		35			
		39	41						40)				
	42		41						40					
		Г												
			42	-										
			43											
			43											
			44	44										

※5kmメッシュを基本とする県内88地区を、2区画につき1地点調査

平成31年度ダイオキシン類測定地点(8地点)

別表 1 定点方式の測定地点

番号	測 定 地 点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目
1	都留市 田原	H21		重金属等(六価クロム、砒素)
2	南都留郡忍野村 忍草	H23		揮発性有機化合物
3	都留市 四日市場	H23		揮発性有機化合物
4	韮崎市 清哲町青木①	H24	,	重金属等(鉛)
5	韮崎市 清哲町青木②	H24	山 梨	重金属等(鉛)
6	韮崎市上祖母石	H24	果果	重金属等(鉛)
7	中央市 大田和	H24	711	揮発性有機化合物、ふっ素
8	中央市 極楽寺	H25		ふっ素
9	南アルプス市 藤田	H31		揮発性有機化合物、ふっ素
10	昭和町 清水新居	H31		重金属等(シアン)

[※] 揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表 2 継続監視調査の測定地点

番号	油 字 払 占	測定開始年度	細字機則	測定対象項目	測定実	施時期
笛々	測定地点	例及用如中皮	測定機関	例足列家項目	豊水期	渇水期
1	北杜市 長坂町大八田	H2		揮発性有機化合物		0
2	北杜市 長坂町長坂上条	H2		揮発性有機化合物		0
3	笛吹市 石和町市部	НЗ		重金属等(砒素)	0	
4	昭和町 西条新田	H4		揮発性有機化合物		0
5	昭和町 築地新居	H4		揮発性有機化合物		0
6	富士川町 青柳町	H4		揮発性有機化合物		0
7	大月市 初狩町	H7	山	揮発性有機化合物	0	
8	昭和町 築地新居	Н8		揮発性有機化合物	0	
9	昭和町 飯喰	Н8		揮発性有機化合物		0
10	昭和町 飯喰	Н8		揮発性有機化合物	0	
11	北杜市 高根町箕輪	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
12	南アルプス市 十五所	H11	梨	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
13	笛吹市 御坂町八千蔵	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
14	笛吹市 石和町川中島	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
15	南アルプス市 小笠原	H16		揮発性有機化合物	0	
16	笛吹市 八代町南	H17		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	
17	笛吹市 境川町藤垈	H18	県	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	
18	上野原市 大野	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	0
19	北杜市 長坂町長坂上条	H18		揮発性有機化合物	0	
20	山梨市 牧丘町城古寺	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
21	笛吹市 八代町南	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	
22	上野原市 大椚	H23		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	
23	南部町 本郷	H26		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0
24	甲州市勝沼町藤井	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	0
25	北杜市高根町箕輪	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	0
26	北杜市須玉町下津金	H30		重金属等(砒素)	0	0
27	甲府市 新田町	H2		揮発性有機化合物	0	
28	甲府市 青葉町	H13		揮発性有機化合物·重金属等	0	
29	甲府市 北口	H13	甲	揮発性有機化合物・重金属等	0	
30	甲府市 下向山	H13	府	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	
31	甲府市 国玉町	H19	市	重金属等(鉛、ふっ素)		0
32	甲府市 古関町	H24		重金属等(砒素)		0
33	甲府市 右左口町	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	\circ	0

[※] 揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表3 地下水水質測定方法

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考
	カドミウム	0.0003	0.003	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 55.2,55.3又は55.4	平成9年環境庁告示第10号
	全 シ ア ン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2,規格K0102 38.1.2及び 38.3又は規格K0102.38.1.2及び38.5	n.
	鉛	0.005	0.01	規格K0102 54	"
	六価クロム	0.02	0.05	規格K0102 65.2	"
	砒 素	0.005	0.01	規格K0102 61.2又は61.3又は61.4	"
	総水銀	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「公共用水域告示」という。)付表1	IJ.
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表2	II.
	РСВ	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表3	11
健	ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	11
	四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	IJ.
	クロロエチレン	0.0002	0.002	付表	"
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	11
康	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	11
	1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあっては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2 トランス体にあっては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	11
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	II.
項	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	IJ.
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	IJ.
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	IJ.
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	IJ
目	チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表4	IJ.
	シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表5の第1又は第2	IJ.
	チオベンカルブ	0.002	0.02	公共用水域告示付表5の第1又は第2	IJ
	ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	IJ.
	セレン	0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	IJ.
	硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6	IJ.
	亜硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102の43.1	IJ.
	ふつ素	0.05	0.8	規格K0102の34.1若しくは34.4又は公共用水域告示付表6	II.
	ほう素	0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	11
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表7	IJ.
D X	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベ ンゾーパラージオキシン	-	1mm TEO /I	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
N 類	コプラナーポリ塩化ビフェニル	_	1pg-TEQ/L	II	IJ

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考
	クロロホルム	0.0006	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	"
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	"
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	"
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	"
要	フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	"
女	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	"
	オキシン銅	0.004	0.04	付表2	"
E4-	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	"
監	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	"
	EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	"
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	"
視	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	"
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	"
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	"
項	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	"
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	"
	フタル酸シ゛エチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	"
目	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	"
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	"
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第 040331003号·環水土発第 040331005号
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	II.
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3.56.4又は56.5	II
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	IJ
その	水温	_	_	規格K0102 7.2	_
他項	рН	_	-	規格K0102 12.1	-
目	電気伝導率	_	-	規格K0102 13	_
備考	※「付表」及び「別額	氐」は備考欄に	記載されてい	る告示及び通知に記載されているものをいう。	,

(この調査票は、調査日当日、採水に伺った職員にお渡し下さい。)

地下水利用状況調査票

<必要事項を記え	入し、該当する巧	頁目を○印でか	こんで下	さい。>		井戸 番号	
所氏名		Tel	管理	氏 名		Tel	
有 住 所		•					
(1) 井 戸	の状況						
井戸の所在地							
使用開始日	年	月 日	使用]人数		人	
井戸の形式	手掘・打ち込む	み・機械掘・自	噴・湧水	・その他()	
取水方法	電動ポンプ・	手押しポンプ・	つるべ・	自噴・その	他()	
使用頻度	毎日・時々・位	使用していない	ヽ (年	間)・その個	也()	
使用量	m ³	/日 (月・年)	揚水	:量	m	3/日 (月・年)	
使用目的		以外の生活雑用 ・農業用水・そ		・風呂等)	• 工業用原料	水・)	
井戸深度等]	m ストレーナ	トの位置		m 深井〕	戸・浅井戸・不明	
地下水位状況	水量豊富・季節	節的に低下・最	 近低下・	その他()	
水質異常有無	有[味・臭い	・色・その他()]•	無	
(2)使用	者の状況						
水道普及状況	水道と併用	(同一蛇口・別	刊の蛇口)	・水道は入っ	っていない		
	下水道・し尿浄化槽・合併浄化槽・汲取り						
し尿処理状況	放流先(公共用水域・地下浸透)						
雑排水処理状況	下水道・合	下水道・合併浄化槽・未処理・放流先(公共用水域・地下浸透)					
(3) 地 域	の状況						
井戸周辺の状況 (半径 500 m)	業地・工業地・	・農地・そ	- の他()		
地下水利用状況 地域で地下水の利用が多い			ヽ・地域で	地下水の利	月は少ない		
(備 考)							
〈調査者記入用〉							
井戸番号		調査年月日		年	月	日	
井戸水温	$^{\circ}\! C$	調査機関			調査者名		

参考:公共用水域の環境基準(生活環境項目)

〇生活環境の保全に関する環境基準

【河川】

項	基準値					
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	
В	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下	
С	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		

【湖沼】

項			基準	直	
類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下

〇水生生物の保全に係る水質環境基準

【河川及び湖沼】

項	基準値					
類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルヘンセンスルホン酸 及びその塩			
生物A	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下			
生物B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下			

【湖沼】

項	基準値
類型	底層溶存酸素量
生物1	4.0mg/L以上
生物2	3.0mg/L以上
生物3	2.0mg/L以上

○達成期間の分類

「イ」: 直ちに達成

「ロ」:5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」:5年を超える期間で可及的すみやかに達成

〒 400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県森林環境部大気水質保全課 TEL 055-223-1511 (直通)